

# 上野事務所ニュース

令和3年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

## 雇用調整助成金等の特例措置について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、令和3年4月末まで現行の特例措置が継続されます。5月以降は、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定という方針が示されています。現在予定されている変更点は、以下のとおりです。

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例*1	—	4/5 (10/10) 15,000円
	業況特例*2【全国】	—	4/5 (10/10) 15,000円

括弧書きは解雇等を行わない場合の助成率です。

\*1 5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による要請を受けて、知事が定める区域・業態において営業時間短縮等に協力する事業主が対象となります。

\*2 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主が対象となります。

5月以降、原則的な措置として、中小企業では解雇等を行っていない場合であっても、助成率は9/10となり、日額の上限は13,500円となる予定です。

なお、ニュース等で雇用調整助成金に関する不正な申請が報じられています。これからも適正な助成金申請にご協力をお願いします。

## 賞与支払届等に係る総括表の廃止について

賞与支払届・算定基礎届の提出時に添付が求められていた総括表は、令和3年4月1日以降提出分より添付が不要となりました。不要となるのは、「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」と「健康保

険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表」です。

ただし、賞与については、日本年金機構に登録している賞与予定月に、いずれの被保険者(70歳以上被用者含む)にも賞与を支給しなかった場合、「賞与不支給報告書」の提出が必要となります。この「賞与不支給報告書」は、令和3年4月に新設されています。

## 雇用関係助成金の主な変更内容

令和3年度の雇用関係助成金について、厚生労働省より詳細が公表されています。ここでは主な助成金に関する変更点を記載しますが、他にも内容が変更されている助成金があります。助成金についての詳細は、今後の事務所ニュースにて随時ご紹介いたします。

### 【キャリアアップ助成金 正社員化コース】

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成するものです。令和3年度は、支給要件や加算措置の変更などの内容変更があります。

#### ・支給要件の変更

現行要件	新要件
正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが5%以上増額していること ア 基本給および定額で支給されている諸手当(賞与を除く)を含む賃金の総額 イ 基本給、定額で支給されている諸手当および賞与を含む賃金の総額(転換後の基本給および定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させていないこと。)	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金(基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、賞与は含めない)を比較して3%以上増額していること

## ・加算措置の変更

若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の者を転換等した場合の加算措置が廃止され、短時間正社員制度を新たに規定した場合の加算措置が追加されます。

## 【65 歳超雇用推進助成金 65 歳超継続雇用促進コース】

65 歳以上への定年引上げや定年の定め廃止等の措置を実施した事業主に対して助成するものです。令和 3 年度は、60 歳以上被保険者数の区分と助成額が変更されています。

### ①定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容 60 歳以上 被保険者数	65 歳	66~69 歳に引上げ		定年の引上げ (70 歳以上) 又は 定年の定め の廃止
		<5 歳未満>	<5 歳以上>	
10 人未満	25 万円	30 万円	85 万円	120 万円
10 人以上	30 万円	35 万円	105 万円	160 万円

### ②希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 60 歳以上 被保険者数	66~69 歳に引上げ		70 歳以上
	<4 歳未満>	<4 歳以上>	
10 人未満	15 万円	40 万円	80 万円
10 人以上	20 万円	60 万円	100 万円

### ③他社による継続雇用制度の導入 \*1

措置内容	66~69 歳まで		70 歳以上
	<4 歳未満>	<4 歳以上>	
支給上限額	5 万円	10 万円	15 万円

\*1 今年度より新設されたものです。他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則等に必要経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して、要した経費の 1/2 を助成します。

## 【人材確保等支援助成金 テレワークコースの新設】

テレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対して助成するものです。なお、PC やタブレット、スマートフォンなどの購入費用やレンタル費用は助成対象外となっています。

### 〈制度の概要〉

#### ◀機器等導入助成▶

テレワーク勤務の実施に係る計画を策定後、都道府県労働局に提出し、労働局の認定を受けた計画に基づき、テレワークを可能とする措置（就業規則等の作成・変更やテレワーク用通信機器の導入等）を行い、かつ、評価期間（計画認定日から起算して 6 か月以内の連続する 3 か月）における対象労働者のテレワークの実績が一定の要件を満たした事業主に対し、導入助成を支給する。

#### ◀目標達成助成▶

さらに、評価期間後 1 年間の離職率及び評価期間初日から 1 年を経過した日から起算した 3 か月間におけるテレワークの実績が一定の要件を満たした中小企業事業主に対し、上乗せで目標達成助成を支給する。

#### 〈支給額〉

#### ◀機器等導入助成▶

1 企業当たり、労働局の認定を受けた計画に基づき、テレワークを可能とする措置に要した費用の 30% に相当する額（上限：対象労働者数×20 万円又は 100 万円のいずれか低い額）

#### ◀目標達成助成▶

1 企業当たり、労働局の認定を受けた計画に基づき、テレワークを可能とする措置に要した費用の 20%（生産性要件を満たした場合には 35%）に相当する額（上限：対象労働者数×20 万円又は 100 万円のいずれか低い額）

\* 「テレワークを可能とする措置に要した費用」は、雇用環境・均等局長が定める基準に従い算定した額。

## Q&A なぜなにどうして？

**Q** 4 月 1 日に入社した方が 2 週間で退職することになりました。すでに社会保険の加入手続きは行っていますが、保険料は控除して良いのですか？その他手続きで気を付けることはありますか？

**A** 社会保険の資格取得手続きを行った同月内に退職した場合、その月 1 か月分の保険料がかかりますので、給与から控除してください。

ただし、厚生年金保険料については退職月と同じ月に、国民年金の加入手続きや厚生年金の資格取得をした場合、退職時に納付した厚生年金保険料（事業所負担分と本人負担分）が事業所へ戻ってきます。

流れとしては、退職者が新たな年金の加入手続きを行い年金保険料が納付されると、退職した事業所へ年金事務所より保険料に関するお知らせが届きます。保険料還付の請求を行うことで、退職月分の保険料が還付されるので、退職時に給与から控除した厚生年金保険料（本人負担分）は、退職者へ返してください。

一方、健康保険料と介護保険料は国民健康保険の加入手続きや新たな健康保険の資格取得をしても、戻ってくることはありません。